

# 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令の整備等に関する省令案の概要

令和7年2月  
農村振興局

## I 趣旨

第217回国会において成立が見込まれる土地改良法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）案では、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るための措置を講ずることとしている。

これに伴い、事業の認可申請に必要な書類等を定めている土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「省令」という。）について、所要の規定の整備等を行うものである。

## II 省令案の概要

### (1) 土地改良法施行規則の一部改正

- ① 情報通信環境整備事業について、認可の申請に必要な総会の議決に係る議事録の謄本等の添付書類及び工事の事業費等の計画の記載事項並びに変更の認可の申請手続を規定する。（省令第48条の9から第48条の12まで（新設）関係）
- ② 連携管理保全事業について、認可の申請に必要な総会の議決に係る議事録の謄本等の添付書類、一体保全取組の内容等の連携管理保全計画の記載事項及び意見聴取の相手方並びに変更の認可の申請手続を規定する。（省令第48条の13から第48条の18まで（新設）関係）
- ③ 解散した土地改良区の残余財産の帰属先となる「土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人」として、一般社団法人と認可地縁団体を規定する。（省令第49条の3（新設）関係）
- ④ 所属土地改良区の合併に係る土地改良区連合の権利義務の承継及び解散について、申請に必要な総会の議決に係る議事録の謄本等の添付書類を規定する。（省令第52条の4（新設）関係）
- ⑤ 機構関連事業の対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加することに伴う規定の整備を行うとともに、市町村が行う機構関連事業について、都道府県と同様の実施手続等を規定する。（省令第76条の15等関係）
- ⑥ 急施の防災事業の代替農業用排水施設に係る事業の要件として、取水量が既存の農業用排水施設と同等であること等を規定する。（省令第67条の2関係）
- ⑦ 土地改良事業計画の重要な部分の変更とならない非受益申出者に係る土地の地積の合計の事業の施行地域内の土地に対する割合の上限を百分の十とする。（第67条の6の2等（新設）関係）
- ⑧ 官報の電子化に伴い、官報掲載に関する規定について、「記載」を「掲載」に改める。（第68条の4の17関係）
- ⑨ その他改正法の施行や上記改正に伴う所要の改正を行う。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部改正

(1) ⑤に伴い、農地売買等事業実施時の機構関連事業に係る説明の要件化や所要の規定の整備を行う。（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5、農業経営基盤強化促進法施行規則第9条等、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四条第五項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する省令第1条、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則第7条、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第7条、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第7条及び農林水産省関係地域再生法施行規則第2条関係）

## III 施行期日

令和7年4月1日